

平成 2 6 年 度 答 申 第 4 号

(平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会



答 申 第 4 号  
平成 26 年 11 月 14 日  
(2014 年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会  
会長 山 下 淳

情報部分公開決定に係る異議申立てについて（答申）

平成 26 年（2014 年）3 月 13 日付け諮問第 3 号で諮問のあった情報部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上



## 第1 審査会の結論

宝塚市長が行った情報部分公開決定は妥当である。

## 第2 諮問までの経過

### 1 情報公開請求

平成 25 年 11 月 21 日に、異議申立人は、宝塚市情報公開条例（平成 12 年条例第 50 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して、情報の公開を請求した。

異議申立人が公開を請求する公文書の件名及び内容は、平成 25 年 7 月 17 日付け宝推協第 170 号の 16 で通知のあった、平成 25 年度宝塚市きずなづくり推進事業補助金申請の結果について、小浜の町並みを愛する会が過年度の会計処理が適切にされなかった経緯のある団体であり、今日までにこれが改められた事実がないため、補助金を交付する団体として適格性に欠けるものと判断され不採択になったことに係る次の（1）から（3）までの文書である。

- （1） 過年度の会計処理が適切にされなかった経緯のある団体とあるが、その根拠を示す文書一式（庁内起案決裁文書も含む。）
- （2） 今日までにこれが改められた事実がないため、補助金を交付する団体として、適格性に欠けるとあるが、根拠を示す文書一式及びどこの課から指示があったのかを示す文書（庁内起案決裁文書も含む。）
- （3） 上記（1）及び（2）の理由で審査の結果、不採択となった法的根拠を示す文書一式（庁内起案決裁文書も含む。）及び公職者（市議会議員）の指示があったのかを示す文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、次のとおり、公文書を特定するとともに、平成 25 年 12 月 5 日に、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に対して通知した。

- （1） 実施機関は、公開を求められている公文書として、上記 1 の（1）並びに（2）のうち、「小浜の町並みを愛する会は補助金を交付する団体として、適格性に欠けると判断した根拠を示す文書一式」及び（3）のうち、「審査の結果により小浜の町並みを愛する会の提案が不採択となった法的根拠を示す文書一式」については、平成 25 年 7 月 17 日付け平成 25 年度宝塚市きずなづくり推進事業補助金の交付決定に関

する決裁を特定した。

実施機関が特定した公文書のうち公開しないことと決定した部分及び理由は、団体の構成員の住所、氏名、印影、電話番号及びファックス番号は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるものであるため（条例第7条第1項第1号該当）というものであった。

- (2) 公開を求められている公文書の上記1の(2)のうち「どこの課から指示があったのかを示す文書」、及び上記1の(3)のうち「公職者（市議会議員）から不採択とするよう指示があったことを示す文書」については、作成しておらず、請求に係る公文書は存在しないというものであった。

### 3 異議申立て

平成25年12月26日に、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 4 諮問

平成26年3月13日に、実施機関は、条例第15条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問した。

## 第3 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

平成25年12月5日付け宝協推第256号情報公開決定通知書のうち、公開されなかった補助金交付決定が不採択となった経緯及び法的根拠を示す文書一式（庁内起案決裁文書を含む。）の公開を求めている。

### 2 異議申立ての理由

平成25年7月3日付け宝塚市補助金審査委員会から宝塚市長に対して、平成25年度宝塚市きずなづくり推進事業補助金対象事業等についての答申が提出されている。

当該答申の総括の中では、「行政提案型テーマ「市制60周年記念」については、3団体の内容が甲乙付けがたく、各団体の工夫による予算のやりくりを期待し、2団体に補助金額それぞれ40万円、1団体に補助金額20万円とし、3団体を採択します。」とあり、条件付採択で小浜の

町並みを愛する会に対して補助金額 40 万円の決定があった。

しかし、その後、実施機関において、市が補助金の返還を求めているものの返還しておらず、その後の補助金の交付を差し止めている事実があることから、当該団体については補助金の交付を受ける適格性に欠けるものと判断し、不採択とされているところ、「適格性に欠けるものと判断し」とは、市役所の「どの課のどなた」が判断されたのか、また、公職者（市議会議員）の指示があって交付不採択となったのか、書面又は文書の公開を求める。

また、「補助金審査委員会委員長はじめ各委員にご報告のうえ了解を得ています。」とあるが、審査委員長はじめ各委員にどのように報告（口答なのか文書なのか）したのか、その経緯については、文書であれ、口答であれ、メモ類等控えくらは残っていないからならぬので、文書一式（庁内起案決裁文書も含む。）の公開を求めるというものである。

#### 第 4 実施機関の説明

実施機関が本件処分を行った理由及び補足した説明等については、主に次のとおりである。

- 1 小浜の町並みを愛する会が補助金を交付する団体として適格性に欠けると判断した根拠を示す文書及び補助金審査委員会の委員に対する報告の経緯を示す文書の存否について

実施機関は、平成 25 年度宝塚市きずなづくり推進事業補助金について、各団体から提出された申請書、提案書等の内容を補助金審査委員会において審査し、当該審査委員会からの答申に基づき、採択、不採択の決定を行った。小浜の町並みを愛する会については、当該審査委員会から実施機関に対して、提案事業を採択するとの答申があったが、その後、当該団体は、財産区管理者としての実施機関が補助金の返還を求めているにもかかわらず、返還しておらず、補助金の交付を差し止めている事実があることが関係課からの情報提供により判明したため、関係課保有の文書等を閲覧した上で、補助金を交付する団体として適格性に欠けると判断し、すでに異議申立人に対して公開したきずなづくり推進事業補助金の交付決定に関する文書により、当該団体の提案事業を不採択とすることを決定し、当該団体に対して通知した。

実施機関は、すでに異議申立人に対して公開した平成 25 年 7 月 17 日

付け平成 25 年度宝塚市きずなづくり推進事業補助金の交付決定に関する文書以外に、当該団体が補助金を交付する団体として、適格性に欠けると判断した根拠となる文書は作成しておらず、保有していない。

また、実施機関は、補助金審査委員会の委員に対しては、補助金を交付しない旨及びその理由を口頭により報告し、了承を得たものであり、メモ等も作成しておらず、文書は存在しない。

## 2 他課又は公職者（市議会議員）から指示があったことを示す文書の存否について

小浜の町並みを愛する会は、財産区管理者としての実施機関が補助金の返還を求めているにもかかわらず、補助金を返還せず、補助金の交付を差し止めている事実があることが判明したため、実施機関が当該団体の提案事業を不採択とする決定をしたものである。

実施機関は、小浜の町並みを愛する会の提案事業を不採択とする決定をする過程において、上記 1 のとおり、関係課が保有している文書を閲覧しただけであるため、協議録等を作成しておらず、また関係課からの指示により不採択を決定したものではないため、文書は作成しておらず、請求に係る文書は存在しない。

また、公職者（市議会議員）からも小浜の町並みを愛する会の提案事業を採択しないよう求める指示、要求等はなかったため、文書は作成しておらず、請求に係る公文書は存在しない。

## 第 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに関係文書を審査した結果、以下のとおり判断する。

### 1 部分公開理由について

#### (1) 小浜の町並みを愛する会が補助金交付団体として適格性に欠けると判断した根拠を示す文書について、既に公開した文書以外のものが存在するかについて

実施機関の説明によると、補助金審査委員会からの答申後、きずなづくり推進事業補助金の担当課として、小浜の町並みを愛する会の不適切な会計処理についての情報を把握したため、財産区担当課の保有する小浜財産区管理会会計処理に係る資料を確認して、補助金を交付する団体として適格性に欠けると判断し、補助金の不交付を決定した



とのことである。

上記のような事情から、既に公開している補助金の交付決定に係る決裁文書以外に、実施機関が請求に係る公文書を作成していないという説明を、当審査会としては受け入れざるを得ず、実施機関の行った本件処分が不当とまでは言えないと考える。

しかしながら、当審査会としては、実施機関は財産区担当課の情報を踏まえ、小浜の町並みを愛する会への補助金の不交付を決定したというのであれば、補助金の交付決定に係る決裁文書において小浜の町並みを愛する会が不適切な会計処理を行っていた根拠を明示するとともに、不交付決定の理由を明確にするべきであったと考える。また、補助金の交付決定は、補助金審査委員会の公開の審査と答申に基づき行うものであるから、答申結果と異なる決定をするのであれば、正式に補助金審査委員会の了承を得るべきであり、了承を得たことを適切に文書に記録するべきであったと考える。

(2) 他課又は公職者（市議会議員）から指示があったことを示す文書の存否について

実施機関の説明によると、小浜の町並みを愛する会の提案事業の不採択決定に当たっては、財産区担当課の保有する文書を確認しただけで、他課から採択しないよう指示を受けたことや、補助金を交付しないよう指示を受けたことはないとのことである。

また、実施機関は、提案事業の採択又は不採択について公職者から指示を受けたことはなく、公職者と実施機関がきずなづくり推進事業補助金について話をしたことがないと主張している。

これらのことから、他課又は公職者から指示があったことを示す文書は存在しないという実施機関の説明を、当審査会としては受け入れざるを得ず、実施機関の行った本件処分が不当とまでは言えないと考える。

(3) 補助金審査委員会からの答申に反して不採択を決定したことについて、各委員へ報告した内容が分かる文書の存在について

実施機関の説明によると、小浜の町並みを愛する会に対して補助金を交付しない旨及びその理由を、補助金審査委員会の委員に口頭により報告し、了承を得ており、それに際して文書は作成しておらず、存在しないとのことである。このことから、補助金審査委員会の委員に

報告したことを示す文書は存在しないという実施機関の説明を、当審査会としては受け入れざるを得ず、実施機関の行った本件処分が不当とまでは言えないと考える。

しかしながら、宝塚市では、宝塚市公文書管理規則（平成 17 年規則第 38 号）第 5 条において「事務の処理に当たっては、特に軽易なものを除き、公文書を作成するものとする。」と定めているように、公文書の作成は、行政事務を執行する上で、市民への説明責任を果たすために必要不可欠である。

実施機関が、補助金審査委員会からの答申を尊重して採択結果を決定するという事務処理の流れになっているにもかかわらず、本件においては、口頭の上承により答申の内容と異なる決定をしたものであり、補助金審査委員会の委員へ説明し、上承を得たことを示す文書を作成していないのは、不適正な事務処理であったと言わざるを得ず、当審査会としては、今後、実施機関における適正な文書事務の徹底を望むものである。

## 2 結論

以上の理由から、当審査会は、前記第 1 審査会の結論のとおり判断するものである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成26年 3月13日	諮問
2	平成26年 6月25日	異議申立人による意見陳述及び実施機関による部分公開理由説明
3	平成26年 7月15日	審査
4	平成26年 9月10日	審査
5	平成26年10月16日	審査
6	平成26年11月13日	審査
7	平成26年11月14日	答申